

青森県報

第二千七百三十九号

平成十九年
二月七日
(水曜日)

目次

告 示

平成十八年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領……………(財政課) ……一

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……三

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札……………(総務学事課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(中南地域
県民局) ……四

右 同……………(青森県土
整備事務所) ……五

右 同……………(十和田県土
整備事務所) ……五

教育委員会

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(スポーツ
健康課) ……五

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……六

告

示

青森県告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成十九年二月一日専決処分した平成十八年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

平成十九年二月七日

青森県知事

三

村

申

吾

平成18年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成18年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ730,858,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	223,581,715	95,000	223,676,715
1	地 方 交 付 税	223,581,715	95,000	223,676,715
歳 入 合 計		730,763,414	95,000	730,858,414
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
7	商 工 費	60,711,264	95,000	60,806,264
2	観 光 費	2,250,497	95,000	2,345,497
歳 出 合 計		730,763,414	95,000	730,858,414

青森県告示第八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
長後診療所	下北郡佐井村大字長後字長後川目番外地	平成一九・一

青森県告示第八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
沖館薬局新町店 ノア調剤薬局 すずらん調剤薬局奥野店	むつ市新町二三の五一 五所川原市金木町沢部四六八の一 青森市奥野三丁目一一の二六	平成一九・二・一 " "

公

告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる作業の委託

1 作業名 県庁舎等清掃作業

2 作業内容 入札説明書による

3 作業期間 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

4 作業場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目の一、新町二丁目四の三〇）ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部総務学事課施設管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成十九年三月二十二日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟 五階 A会議室
平成十九年三月二十三日 午前十一時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十二条及び第百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成十九年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部総務学事課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等

平成十九年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2007 through March 31, 2008

3 Time limit for tender:

5:00 p. m. March 22, 2007

4 Contact point for the notice:

Management Section
General Affairs and Private Education Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社相馬土木

二 代表者の氏名 相馬 正

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東一丁目三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第六五四六号

五 取消年月日 平成十九年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社森山板金

二 代表者の氏名 森山 順矢

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字蛸谷二〇七の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一四〇二七号

五 取消年月日 平成十九年一月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社堀川建設

二 代表者の氏名 堀川 實作

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町堀ノ内二三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五〇〇二六三号

五 取消年月日 平成十九年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、管、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に改め、同条第三項

中「別表第二」を「第四条の二第一項第二号」に改める。

第二号様式の(参考)の2の(1)の(註)中「別表第3の第7級以上の等級に該当する程度の障害があり、又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽度な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある」を「文部科学省令で定める障害の」に改める。

第三号様式(その六)の(注意事項)の4中「第3条」を「第7条」に改める。

第六号様式の(注意事項)の7の(1)中「別表第2」を「第4条の2第一項第2号」に改め、(2)中「別表第3」を「第5条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第372号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年二月七日

青森県警察本部長 坂 明

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機等五百二十一台及びソフトウェア
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年一月十九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社 青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 落札金額

百七十二万三千三百七十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十八年十二月一日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭